

ヘリパッド訴訟 和解勧告

めぐる 通行妨害 那覇地裁、具体案提示へ

米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江へのヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）移設をめぐる、沖縄防衛局が現場で反対運動をする住民 2 人に対して、通行妨害の禁止を求めた訴訟の第 2 回口頭弁論が 26 日、那覇地裁であり、酒井良介裁判長は双方に和解を勧告した。

酒井裁判長は原告の国側

に対して「判決によって解決が図れるのか。検討してほしい」と求めた。被告の住民側には「妨害行為をしておらず、今後も妨害しないことを和解の場で宣言すれば済むのでは」と述べた。今後、地裁が具体的な和解案を提示する考えを示した。

住民側弁護団の横田達彦

護士は「正当な抗議活動が続けられるなど、条件次第では応じてもいい」と話した。その上で「仮に国側の請求を認めて一定の行為を制限したとしてもどうやっ

て守らせるのか。ほかの人が抗議活動すれば判決はそこまで及ばない。裁判所は無理に判決を出しても問題の解決にならないと判断したのではないか」とした。

沖縄防衛局報道室は、和解勧告の詳細が示されていないことから「コメントは差し控えていただきたい」と述べるにとどめた。

同訴訟は、国側の仮処分申請により同地裁が昨年 12 月に住民 2 人の妨害行為を認定、不服とした住民側の起訴命令申し立てに対して、国側が提訴した。